

添付資料 1 搬入物基準

表 搬入物基準

項目	内容
寸法制限	粗大ごみ : 2 m × 1 m × 6 0 c m以内
	角材や樹木等 : 直径 2 5 c m以内、長さ 2 m以内
	ホース、ロープ等 : 5 0 c m以内
持ち込むことができないごみ	不燃物
	産業廃棄物、特別管理一般廃棄物
	廃タイヤ、FRP製品、家電リサイクル対象機器など
	農業で出た野菜くず、漁具類
	寸法制限以上のもの

※下記のごみは産業廃棄物となるため、搬入できない

○農業に伴って出たごみ

(マルチ、波板、苗箱、苗木用ビニールポット、ポリタンクなど)

○漁業に伴って出たごみ

(漁網、釣り糸、ブイ、船など)